

令和 2 年度伊丹市一般会計予算

令和 2 年度伊丹市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ80,000,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第235条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第220条第 2 項ただし書の規定により、歳出予算における同一款内での各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合とする。

令和 2 年 2 月 2 5 日提出

伊 丹 市 長 藤 原 保 幸

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 市 税		30,600,424
	1 市民税	13,026,048
	2 固定資産税	13,332,699
	3 軽自動車税	246,611
	4 市たばこ税	1,129,715
	5 入湯税	14,118
	6 都市計画税	2,851,233
2 地方譲与税		1,396,001
	1 地方揮発油譲与税	82,000
	2 自動車重量譲与税	260,000
	3 地方道路譲与税	1
	4 森林環境譲与税	15,000
	5 航空機燃料譲与税	1,039,000
3 利子割交付金		28,000
	1 利子割交付金	28,000
4 配当割交付金		193,000
	1 配当割交付金	193,000
5 株式等譲渡所得割交付金		117,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	117,000
6 法人事業税交付金		182,000
	1 法人事業税交付金	182,000
7 地方消費税交付金		4,112,000
	1 地方消費税交付金	4,112,000
8 自動車取得税交付金		1
	1 自動車取得税交付金	1
9 環境性能割交付金		64,000
	1 環境性能割交付金	64,000
10 国有提供施設等所在市町村助成交付金		6,149
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	6,149
11 地方特例交付金		235,000

(単位：千円)

款	項	金額
	1 地方特例交付金	235,000
12 地方交付税		5,900,000
	1 地方交付税	5,900,000
13 交通安全対策特別交付金		28,000
	1 交通安全対策特別交付金	28,000
14 分担金及び負担金		450,936
	1 負担金	450,936
15 使用料及び手数料		3,160,358
	1 使用料	3,038,526
	2 手数料	121,832
16 国庫支出金		14,375,139
	1 国庫負担金	12,199,654
	2 国庫補助金	2,134,889
	3 国庫委託金	40,596
17 県支出金		5,685,459
	1 県負担金	3,180,131
	2 県補助金	2,063,336
	3 県委託金	441,992
18 財産収入		1,634,112
	1 財産運用収入	22,550
	2 財産売払収入	1,611,562
19 寄附金		7,074
	1 寄附金	7,074
20 繰入金		884,306
	1 繰入金	884,306
21 繰越金		1
	1 繰越金	1
22 諸収入		2,404,440
	1 延滞金加算金及び過料	36,135
	2 市預金利子	290
	3 貸付金元利収入	342,110

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		505,030
	1 議会費	505,030
2 総務費		11,744,538
	1 総務管理費	10,428,941
	2 徴税費	491,720
	3 戸籍住民基本台帳費	579,290
	4 選挙費	78,086
	5 統計調査費	102,822
	6 監査委員費	63,679
3 民生費		26,792,138
	1 社会福祉費	3,558,031
	2 障害福祉費	4,907,055
	3 老人福祉費	6,212,247
	4 児童福祉費	5,714,202
	5 生活保護費	6,395,859
	6 災害救助費	4,744
4 衛生費		4,677,486
	1 保健衛生費	3,063,667
	2 清掃費	1,613,819
5 労働費		95,700
	1 労働費	95,700
6 農業費		96,087
	1 農業費	96,087
7 商工費		671,272
	1 商工費	671,272
8 土木費		6,147,029
	1 土木管理費	245,667
	2 道路橋りょう費	1,396,057
	3 都市計画費	3,703,631
	4 住宅費	801,674
9 消防費		2,654,025

(単位：千円)

款	項	金額
	1 消 防 費	2,654,025
10 教 育 費		18,819,382
	1 教育総務費	1,074,093
	2 小学校費	1,060,694
	3 中学校費	603,749
	4 特別支援学校費	92,180
	5 高等学校費	591,474
	6 幼児教育費	10,812,326
	7 社会教育費	2,770,701
	8 保健体育費	1,814,165
11 災害復旧費		4
	1 災害復旧費	4
12 公 債 費		7,440,855
	1 公 債 費	7,440,855
13 諸支出金		256,454
	1 土地開発基金費	1,228
	2 公営企業費	255,226
14 予 備 費		100,000
	1 予 備 費	100,000
歳 出	合 計	80,000,000

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
(仮 称) み や の ま え 文 化 の 郷 整 備 事 業	令和3年度	千円 1,248,149
ウメ輪紋ウイルス対策 融 資 利 子 補 給 金	令和3年度から 令和9年度まで	ウメ輪紋ウイルス対策融資利子補給金に係る制度に基づき、金融機関から借り入れた資金から生じた利子(当該制度で規定する利子補給率を上限とする。)に対する利子補給額以内。
学 校 施 設 大 規 模 改 造 等 事 業	令和3年度	千円 934,214
学 校 施 設 防 災 機 能 強 化 事 業	令和3年度	千円 16,454
児 童 館 施 設 整 備 事 業	令和3年度	千円 67,170

(損 失 補 償)

事 項	期 間	限 度 額
兵 庫 県 信 用 保 証 協 会 が 保 証 し た 伊 丹 市 中 小 企 業 振 興 融 資 制 度 に か か る 損 失 補 償	令和2年度から 令和12年度まで	運転資金又は設備資金として兵庫県信用保証協会の保証により融資を受けた者が、当該協会に対して損失を生ぜしめた場合における当該損失の額。ただし、243,520千円を限度とする。

第 3 表 地 方 債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
新庁舎整備事業債	2,029,000	証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から借入れる。(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	年 4.0%以内	借入れの日から据置期間を含め30年以内の元利均等償還又は元金均等償還とする。ただし、借入れ先の融通条件が異なるときは、同条件による。財政の都合により繰り上げ償還をし、又は低利債に借換えすることができるものとする。
庁舎等整備事業債	6,000			
車両整備事業債	1,800			
文化施設等整備事業債	434,900			
自転車駐車場施設整備事業債	22,800			
共同利用施設等整備事業債	79,500			
障害者デイサービスセンター整備事業債	3,000			
サンシティホール整備事業債	21,300			
新保健センター等複合施設整備事業債	3,400			
墓地整備事業債	25,800			
斎場整備事業債	20,900			
し尿処理施設整備事業債	1,500			
道路整備事業債	281,100			
橋りょう整備事業債	146,200			
都市計画道路整備事業債	176,300			
中心市街地駐車場施設整備事業債	127,000			
市営住宅整備事業債	296,900			
消防施設整備事業債	649,700			
防災施設整備事業債	4,800			
総合教育センター整備事業債	14,700			
小学校施設整備事業債	85,300			
中学校施設整備事業債	74,300			
児童福祉施設整備事業債	46,500			
保育所施設整備事業債	109,000			
幼稚園施設整備事業債	156,600			
認定こども園整備事業債	51,600			
児童くらす施設整備事業債	8,600			

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
生涯学習センター整備事業債	769,600	証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から借入れる。 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)	年 4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの日から据置期間を含め30年以内の元利均等償還又は元金均等償還とする。ただし、借入れ先の融通条件が異なるときは、同条件による。財政の都合により繰り上げ償還をし、又は低利債に借換えすることができるものとする。
文化財保存整備事業債	10,600			
図書館整備事業債	24,000			
児童館施設整備事業債	245,200			
学校給食施設整備事業債	5,700			
社会体育施設整備事業債	3,000			
臨時財政対策債	2,600,000			
計	8,536,600			